

畜産環境整備機構損害保険要領（平成20年9月29日け20環機第838号）一部改正新旧対照表

改 正 後 (新)			改 正 前 (旧)				
平成20年9月29日20環機第838号 制定 【略】 令和3年3月31日2環機第758号 一部改正 <u>令和5年3月14日4環機第817号 一部改正</u>			平成20年9月29日20環機第838号 制定 【略】 令和3年3月31日2環機第758号 一部改正				
第1～第9 【略】			第1～第9 【略】				
別紙			別紙				
保 険 料 率			保 険 料 率				
分 類	貸 付 機 械	保 険 料 率	分 類	貸 付 機 械	保 険 料 率		
環境用・経営用 機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）	<u>2.42</u>	環境用・経営用 機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）	<u>2.38</u>		
	据付固定式の もの	バークリーナ ー		<u>1.34</u>	据付固定式の もの	バークリーナ ー	<u>1.30</u>
		糞尿乾燥機		<u>1.83</u>		糞尿乾燥機	<u>1.80</u>
		攪拌機				攪拌機	
		醗酵装置				醗酵装置	
		上記以外のもの	<u>1.74</u>		上記以外のもの	<u>1.70</u>	
		FRP製サイロ	<u>2.10</u>		FRP製サイロ	<u>2.07</u>	
		鉄製サイロ	<u>1.59</u>		鉄製サイロ	<u>1.55</u>	
		死亡家畜保管用冷凍・冷蔵装置	<u>1.74</u>		死亡家畜保管用冷凍・冷蔵装置	<u>1.70</u>	
		車両消毒槽（主にコンクリート製）	<u>1.74</u>		車両消毒槽（主にコンクリート製）	<u>1.70</u>	
		噴霧器、洗浄機、消毒機	<u>1.89</u>		噴霧器、洗浄機、消毒機	<u>1.85</u>	
		防鳥ネット	<u>3.77</u>		防鳥ネット	<u>3.73</u>	
		防獣柵等（金属造りのもの）	<u>2.97</u>		防獣柵等（金属造りのもの）	<u>2.85</u>	
	防獣柵等（木造のもの）	<u>3.77</u>		防獣柵等（木造のもの）	<u>3.73</u>		
	上記以外のもの	<u>1.89</u>		上記以外のもの	<u>1.85</u>		

改正後 (新)			改正前 (旧)		
食肉用機械・装置	運搬用機具 (自走式のもの)	<u>2.42</u>	食肉用機械・装置	運搬用機具 (自走式のもの)	<u>2.38</u>
	精密電子機器類	<u>1.04</u>		精密電子機器類	<u>1.00</u>
	ショーケース	<u>1.13</u>		ショーケース	<u>1.10</u>
	上記以外のもの	<u>1.05</u>		上記以外のもの	<u>1.02</u>
生乳用機械・装置	精密電子機器類	<u>1.04</u>	生乳用機械・装置	精密電子機器類	<u>1.00</u>
	ショーケース	<u>1.13</u>		ショーケース	<u>1.10</u>
	上記以外のもの	<u>1.05</u>		上記以外のもの	<u>1.02</u>
その他機械・装置	脊髄吸引機	<u>1.34</u>	その他機械・装置	脊髄吸引機	<u>1.30</u>
	消毒装置				
	脊髄彎曲矯正装置				
	頭蓋骨破砕装置				
(注) 保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年についての額である。 別紙様式第1号～第5号 【略】			(注) 保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年についての額である。 別紙様式第1号～5号 【略】		

附則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2の3の規定で定める別紙は令和5年4月1日から適用するものとし、それ以前に貸付開始された貸付契約については、なお従前の例による。